

第 9 章 事後調査計画

第9章 事後調査計画

本事業で実施する事後調査の内容は、表9-1(1)～(2)に示すとおりである。

表9-1(1) 事後調査の内容

項目		調査手法	調査地域・地点	調査時期
大気質	建設機械の稼働	二酸化窒素は、「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める測定方法(化学発光法)とする。浮遊粒子状物質は、「大気の汚染に係る環境基準について」に定める測定方法(β線吸収法)とする。	敷地境界付近の1地点(予測により算出した最大値出現付近を基本)とする。	建設機械の稼働による汚染物質排出量が最大となる時期のうち、代表的な1週間とする。
	騒音	「騒音に係る環境基準について」に定める測定方法に基づき、騒音レベルを測定する。測定高さは1.2mとする。	工事用車両の走行経路上の3地点(予測地点の近傍で実施可能な地点)とする。	工事用車両(大型車)の走行台数が最大となる時期のうち、代表的な1日(平日)とする。なお、調査時間帯は、工事用車両の走行時間帯(7～20時)とし、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の昼間(6～22時)の時間区分を対象とする。
	建設機械の稼働	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に定める測定方法に基づき、騒音レベルを測定する。測定高さは1.2mとする。	敷地境界付近の1地点(予測により算出した最大値出現付近を基本)とする。	解体工事中及び新築工事中の建設機械のパワーレベルの合成値が最大となる時期のうち、それぞれ代表的な1日(平日)とする。なお、調査時間帯は、工事時間帯(8～19時)とその前後1時間を含めた7～20時とする。

表9-1(2) 事後調査の内容

項目		調査手法	調査地域・地点	調査時期
振動	工事用資材等の搬出入	「振動規制法施行規則」に定める測定方法に準拠し、振動レベルを測定する。測定高さは地表面とする。	工事用車両の走行経路上の3地点(予測地点の近傍で実施可能な地点)とする。	工事用車両(大型車)の走行台数が最大となる時期のうち、代表的な1日(平日)とする。なお、調査時間帯は、工事用車両の走行時間帯(7~20時)とし、「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度の昼間(7~19時)及び夜間(19~7時)の時間区分を対象とする。
	建設機械の稼働	「振動規制法施行規則」に定める測定方法に準拠し、振動レベルを測定する。測定高さは地表面とする。	敷地境界付近の1地点(予測により算出した最大値出現付近を基本)とする。	解体工事中及び新築工事中の建設機械の振動レベルの合成値が最大となる時期のうち、それぞれ代表的な1日(平日)とする。なお、調査時間帯は、工事時間帯(8~19時)とその前後1時間を含めた7~20時とする。